

総務財政委員会 令和3年2月26日・3月1日
総務部 資料3番
所管 内部統制推進担当課長

## 大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

地方自治法の改正に伴い、包括外部監査について契約に基づく監査を受けることを条例により定めた長は、条例で定める会計年度において包括外部監査契約を締結することが可能となったため、本条例を改正する。

### 2 改正内容

包括外部監査契約は、2会計年度ごとに1回締結する。  
詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり

### 3 施行日

令和3年4月1日

※条例の施行後、初めて包括外部監査契約を締結する会計年度は、令和4年度とし、令和3年度の包括外部監査は休止とする。

大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成16年条例第46号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年12月17日 条例第46号</p> <p>第1条（略） （包括外部監査契約に基づく監査）</p> <p>第2条 区は、法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）に基づく監査を受けるものとする。</p> <p><u>2 包括外部監査契約は、2会計年度ごとに1回締結する。</u></p> <p><u>3 区と包括外部監査契約を締結した法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。</u> （1）から（5）（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の施行後初めて包括外部監査契約を締結する会計年度は、令和4年度とする。</u></p>	<p>○大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年12月17日 条例第46号</p> <p>第1条（略） （包括外部監査契約に基づく監査）</p> <p>第2条 区は、法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）に基づく監査を受けるものとする。</p> <p><u>2 区と包括外部監査契約を締結した法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。</u> （1）から（5）（略）</p> <p>第3条（略）</p>